

加東市有機農業推進検討会設置規程

(令和7年加東市農業再生協議会内部規程第1号)

(設置)

第1条 加東市農業再生協議会規約第4条第10号に規定する有機農業の推進に関する事業を加東市有機農業実施計画（以下「計画」という。）に基づき行うため、加東市有機農業推進検討会（以下「推進検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進検討会は、計画の実施に関する必要な事項について、調査、進捗管理及び事業内容の検討を行う。

(組織)

第3条 推進検討会は、委員8人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから加東市農業再生協議会長（以下「会長」という。）が依頼する。
  - (1) 兵庫県加東農林振興事務所農政振興課の職員
  - (2) 兵庫県加西農業改良普及センターの職員
  - (3) みのり農業協同組合の職員
  - (4) 一般公募による者
  - (5) 加東市農業再生協議会の会員
  - (6) 加東市産業振興部農政課の職員
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者
- 3 会長は、委員が途中で欠けたときは、補欠の委員を依頼するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進検討会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、推進検討会の会務を総理し、推進検討会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進検討会は、委員長が招集する。ただし、委員長（その職務を代理する委員を含む。）が定まっていないときは、会長が招集する。

- 2 推進検討会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 推進検討会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 推進検討会の開催に係る委員の報酬は、支給しない。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、委員でない者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 推進検討会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 推進検討会の庶務は、加東市農業再生協議会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、推進検討会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

加東市有機農業推進検討会委員募集及び審査要領

(令和7年加東市農業再生協議会内部要領第1号)

(趣旨)

第1条 この要領は、加東市有機農業推進検討会設置規程第3条第2項第4号に定める一般公募による者（以下「公募委員」という。）の人数、応募資格、応募方法、選考方法、審査基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(募集人数)

第2条 公募委員の人数は、2人以内とする。

(応募資格)

第3条 公募委員になろうとする者は、次に掲げる全ての要件に該当していなければならない。

- (1) 令和7年4月1日時点で満年齢が18歳以上であること。
- (2) 加東市（以下「市」という。）の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 平日昼間の会議に出席できること。
- (4) 加東市内で有機農業に取り組んでいる農業者であり、かつ、有機農産物を販売しているものであること。

(応募方法)

第4条 公募委員になろうとする者は、加東市有機農業推進検討会委員応募用紙（別記様式。以下「応募用紙」という。）に必要事項を記載し、公募期間内に、加東市農業再生協議会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(定数を超える応募があった場合の取扱い)

第5条 公募委員になろうとする者で、第3条各号に規定する要件を全て満たしている者が3人以上ある場合は、第7条に定める選考により、その数を2人以内まで減じるものとする。

(公募委員の決定)

第6条 会長は、応募用紙の提出があったときは、次条に定める選考委員会における選考結果を参考にし、当該応募用紙を提出した者について、公募委員になることの可否を決定するものとする。

2 公募委員になろうとするものが2名以内であった場合は、前項に定める選考委員会による選考を省略することができる。

#### (選考方法)

第7条 公募委員の選考は、次条に定める選考委員会において行うものとする。

- 2 前項の選考は、公募委員になろうとする者から提出された応募用紙に記載された内容の審査により行うものとする。この場合において、応募用紙を提出した者が特定できる記載は、全て非表示とする。
- 3 前項に規定する採点における評価対象項目、評価点数等は、別表に掲げるとおりとする。
- 4 選考委員会において、順位を付した応募者の中から、第1位及び第2位の者を基本に、採点結果を総合的に勘案して、公募委員を選考する。

#### (選考委員会)

第8条 選考委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 加東市産業振興部長
  - (2) みのり農業協同組合営農経済部長
  - (3) みのり農業協同組合加東営農経済センター長
  - (4) みのり農業協同組合東条営農経済センター長
  - (5) 加東市産業振興部農政課長
- 2 選考委員会の委員長は、加東市産業振興部長をもって充てる。

#### (審査基準)

第9条 第7条第2項の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 有機農業の取組面積
- (2) 有機JAS認証の取得状況
- (3) 有機農業の取組品目が多品目か1品目か。
- (4) 応募用紙に記載されている応募の動機が明確に表現されているか。
- (5) 自分の意見や主張がはっきり記載されているか。
- (6) 公募委員になろうとする者の過去又は現在の活動が、加東市の有機農業の推進に多大に貢献すると思われるか。
- (7) 加東市有機農業推進検討会への参画に積極性があるか。
- (8) 文章構成が整っているか。

#### (決定の通知)

第10条 会長は、第6条第1項の規定による決定を行った場合は速やかに、応募用紙を提出

した者に対して、文書により個別に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

#### 附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

加東市有機農業推進検討会委員応募用紙

受付日　月　日　受付番号

\*太枠のみご記入ください。

\*記載された個人情報については、委員の参考に係る審査資料以外の目的には使用しません

氏名		男・女	生年月日 S・H　　年　月　日
住所	(〒　　-　　)		
電話番号	自宅 (　　) - 携帯 (　　) -	職業	
Eメール			
有機農産物の販売の有無	あり　・　なし ※「あり」の場合は証する書類写しを添付してください。		
応募理由（できるだけ詳しく記入してください。）			
■応募の動機			
■市の有機農業施策について思うこと。			
■その他（あなたのことをお聞かせください）			
・自己PR			
・過去の取り組まれた又は現在取り組んでいる有機農業の活動等			
・有機農業取組面積（a）及び品目			
・有機JAS認証　　あり　・　なし			
※「あり」の場合は証する書類写しを添付してください。			

別表（第7条関係）

**評価対象項目及び評価点数**

評価対象項目	評価点数区分				
	A	B	C	D	E
(1) 有機農業取組面積 A:200a 以上 B:150a 以上 199a 以下 C:100a 以上 149 以下 D:50a 以上 99 未満 E:49 未満	1 2	9	6	3	0
(2) 有機 JAS 認証を取得状況 A:取得している C:取得していない	5		0		
(3) 有機農業の取組品目 A:水稻と野菜 C:水稻か野菜	5		0		
(2) 応募の動機が明確に表現されている ・応募に関する動機が明確である ・加東市有機農業実施計画を推進・検討する ことに前向きである	1 0	7	5	3	0
(3) 自分の意見や主張がはっきり記載されている	4	3	2	1	0
(4) 応募者の過去又は現在の活動が、委員としての 活動に多大に貢献すると思われる	4	3	2	1	0
(5) 加東市有機農業推進検討会への参画に積極的で ある	4	3	2	1	0
(6) 文章の構成が整っている ・内容が明確である ・文章が簡潔である	4	3	2	1	0

点数区分

A : 優れている B : やや優れている C : 普通  
D : やや劣っている E : 劣っている

## 加東市有機農業推進検討会 一般公募委員の決定について

募集期間 令和 7 年 3 月 4 日～3 月 19 日

応募者数 4 人

選考方法 「加東市有機農業推進検討会委員募集及び審査要領」の規定に基づき、選考委員会を設置し、応募書類の内容により審査。

選考会：令和 7 年 3 月 26 日

選任した委員数 2 人

(敬称略)

1	■ ■	■ ■
2	■ ■	■ ■